

第 13 号議案

令和7年度（2025年度）町田市下水道事業会計予算

（総 則）

第 1 条 令和7年度（2025年度）町田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）計 画 人 口	423,000 人
（2）年 間 総 処 理 水 量	44,417,215 m ³
（3）一 日 平 均 処 理 水 量	121,691 m ³
（4）主 な 建 設 改 良 事 業	
① 管渠整備費	1,385,196 千円
② 管渠改良費	715,000 千円
③ ポンプ場改良費	6,700 千円
④ 処理場改良費	3,980,173 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		12,296,424 千円
第 1 項 営 業 収 益		6,168,774 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		6,127,546 千円
第 3 項 特 別 利 益		104 千円
	支 出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用		12,137,690 千円
第 1 項 営 業 費 用		11,362,079 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		745,611 千円
第 3 項 予 備 費		30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,566,519千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額355,784千円、過年度分損益勘定留保資金508,856千円、当年度分損益勘定留保資金1,701,879千円で補填するものとする）。

収 入		
第1款 資本的収入		6,427,096 千円
第1項 企業債		4,300,600 千円
第2項 他会計負担金		104,842 千円
第3項 補助金		2,010,676 千円
第4項 分担金及び負担金		10,542 千円
第5項 長期貸付金償還金		436 千円
支 出		
第1款 資本的支出		8,993,615 千円
第1項 建設改良費		6,112,970 千円
第2項 固定資産購入費		5,262 千円
第3項 企業債償還金		2,875,383 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
成瀬クリーンセンター改良事業 (建設工事その36、水処理設備工事その26、 電気設備工事その36・37)	令和7年度から 令和8年度まで	767,600 千円
汚泥運搬車両購入事業	令和7年度から 令和9年度まで	30,358 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 (建 設 改 良)	3, 839, 000 千円	証書借入又は証券発行。 事業その他の都合によ り、起債の一部又は全部 を翌年度へ繰越して借入 れることができる。起債 前借することができる。	5.0 % 以内 (ただし、 利率見直し方式で借入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	借入れの時から据置を含み40年 以内に償還する。ただし、財政 その他の都合により据置期間と いえども繰上償還をなし、又は 償還年限を短縮し、もしくは低 利債に借換することができる。
資 本 費 平 準 化 対 策	461, 600 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 849, 788 千円

令和7年(2025年)2月20日 提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一